

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査を実施したので、同条第 9 項の規定に基づきその結果を次のとおり公表します。

令和 5 年 2 月 27 日

太宰府市監査委員 吉 野 茂

太宰府市監査委員 森 田 正 嗣

記

第 1 基準に準拠している旨

監査委員は、太宰府市監査基準（令和 2 年監委告示第 1 号）に準拠して監査を行った。

第 2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査及び行政監査

第 3 監査の対象

1 対象校

小学校 太宰府南小学校、太宰府東小学校

中学校 太宰府西中学校

2 対象課

教育部学校教育課

3 範囲

令和 4 年 4 月 1 日から令和 4 年 10 月 31 日までににおける契約事務、財産管理事務及び太宰府市立学校管理運営規則第 32 条に規定する「学級費その他教育に密接に関連する費用（以下「学校徴収金」という。）」に関する事務の執行状況

第 4 監査の着眼点

1 備品購入に係る事務手続き及び備品管理は適正に行われているか。

2 切手及びタクシー券は適正に管理されているか。

3 薬品は適正に管理されているか。

4 学校徴収金は主に誰が取り扱い、適正に管理されているか。

5 学校徴収金の出納、決算等の事務処理は適正に行われているか。

6 学校徴収金の会計報告が保護者に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

各学校及び学校教育課から提出された監査調書及び関係諸帳簿等をもとに書面監査を実施し、各学校において備品等の確認を行うとともに、各学校職員及び学校教育課職員から事情聴取を行った。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

監査委員事務局及び各学校

2 審査の日程

令和4年12月8日～令和5年2月14日まで

第7 監査の結果

第1から第6までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、契約、財産管理の執行状況及び学校徴収金の管理状況については、おおむね適正と認められたが、次のとおり一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので、それぞれ必要な措置を講じられたい。

また、監査の過程において行った、その他の指導・助言についても併せて改善を図られたい。

1 学校徴収金の未納金に関する取扱いについて（学校教育課）

学校徴収金の未納金については、各学校において未納家庭への督促等や就学援助費、児童手当からの充当を行うことで、多くの場合徴収できている状況であった。

未納金が回収不能となった場合の不納欠損の手続きの整備については、以前から指摘しており、未納金の取扱いについて実態を踏まえた規程等を早急に整備されたい。

2 薬品の管理について（太宰府東小学校、太宰府西中学校）

薬品受払簿（理科薬品台帳）を確認したところ、受払簿記載もれのため、薬品の残存数量と受払簿記載内容が合致しないもの、また、使用済薬品が薬品庫上にそのまま保管されているものが見受けられた。

盗難及び紛失の防止を図るため、薬品受払簿による使用量の把握、薬品受払簿と残量との定期的な照合や確認を徹底し、適切な薬品管理に努められたい。

特に、毒物及び劇物の管理にあたっては、児童生徒等に危険が及ぶ可能性があることを十分に考慮し、管理に努められたい。

第8 意見

学校予算については、太宰府市立学校管理運営規則第31条に基づき校長が教育委員会に要望し、太宰府市教育委員会事務決裁規程別表第4第2項第1号により、配分計画を学校教育課長が専決している。

学校に配当(配分)された予算の執行に係る決裁権については、校長への委任規定がなく現在学校教育課長にあり、各学校の事務職員によって起票された支出負担行為兼支出命令書は校長の決裁を受けず、全て学校教育課長が決裁している。本来、学校内の管理運営に関するものであるので、校長が決裁を行うことが合理的と思われる。

財務事務に関する責任体制を明確にするため、校長への決裁権の委任について検討されたい。

また、現状で学校に配当された予算については、各学校において支払根拠が分かるよう文書(納品書)等の整理が必要である。